



「この費用は経費になる？」  
確定申告前に知っておきたい「経費」について

新年あけましておめでとうございます。昨年、市萬に入社し、オーナー様の「空室」と「税金」のお悩みを多く耳にしました。私は税金の専門家ですので「どうしたら税金を抑えられるか？」についてお話しします。まもなく確定申告の時期となりますが、必要経費として計上できる項目を把握することが非常に重要です。下表に経費として計上できる支出の例を掲げています。

必要経費にできる支出の例	科目
新聞、購入図書、セミナー参加費（事業関連）	図書研究費
電話代、携帯電話（家庭用・事業用の按分）	通信費
購入検討の物件視察費（旅行を兼ねる場合は按分）	交通費
事業に関する型（知り合いのオーナー、不動産会社担当者）との食事、ゴルフ等	交際費
掃除道具、物件に飾る花、パソコン（事業用）	消耗品
修繕の際に職人さんなどに出すお茶代	会議費

※それぞれ申告には経費としての必要性を証明するもの、実際に支出した証明書類等が必要となります。また状況により認められない場合もございます。申告の際は必ず専門家等にご相談下さい。

万一領収証がなくとも出金伝票や日記、メモ等で金額や支出先、内容、理由等を記載したものを残しておくことで経費とできる場合があります。また、家庭用・事業用両方で発生する費用（交際費、水道光熱費等）については業務遂行上必要な部分を明確にしておくことで



株式会社市萬  
税理士 谷口盛二

不動産経営スクールのご案内

**受講料**  
初回のみ無料  
(2回目以降の方は4千円)  
※既に当社とお取引を頂いているお客様は2回目以降も無料。詳細はインターネットにて下記不動産経営アカデミーサイトでご確認ください。

**■定員**  
各講座先着6名(事前予約制)

**お申込み方法**  
【インターネット】  
<http://realestate-academy.jp>  
不動産経営アカデミー 検索

または  
**【お電話】**  
株式会社市萬  
不動産経営アカデミー事務局  
TEL 03-5491-5200  
よりお申込みください。

当スクールではどなたでも各分野の専門家から不動産経営について学んで頂けます

【アレルギー研究の権威による特別講演】  
～シーズン前にぜひ知っておきたい～  
**「花粉症 その原因と対策」**  
まもなく花粉症シーズン。つらい症状をやわらげたい!という方に、花粉症の原因と、すぐに実践できる具体的な対策などについて専門家が詳しくお話しします。

**一般教養講座**

**■日時**  
2月6日(木) 16:00～17:00

**■講師**  
**永倉俊和医師**  
(用賀アレルギー学会認定専門医)  
日本小児科学会認定専門医  
米国アレルギー学会会員  
英国アレルギー学会会員



**築20年超えのアパート・マンションを満室にする秘訣**  
これからの賃貸経営では借り手市場に合わせた運営が必要です。今後の賃貸経営において空室に困らない管理方法、賃貸経営のあるべき姿についてお話しします。

**賃貸経営講座**  
**■日時**  
1月17日(金) 14:00～15:30  
1月28日(火) 14:00～15:30

**■講師**  
**久保明大**  
(株式会社市萬)



〒100-0001 東京都千代田区千代田 城南エリア・城西エリア・狛江市・稲城市 町田市・神奈川県東部のお客様限定